

## 共通規定（各種定期預金）

### 1.（証券類の受入れ）

- （1）期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」という。）には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。
- （2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- （3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- （4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- （5）証券類の取立てのためにとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

### 2.（証券類の決済、不渡り）

- （1）定期預金に証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、証書式は証書と引換、通帳式は通帳の当該受入れまたは担保明細欄の記載を取消したうえ、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

### 3.（反社会的勢力との取引拒絶）

この定期預金は、第4条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの定期預金の契約をお断りするものとします。

### 4.（預金の払戻し等）

- （1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- （2）定期預金の解約、書替継続をするときおよび第4条第4項の規定により解約するときは、証書式は証書の受取欄に届出の印章により記名押印していただき、また、通帳式は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- （3）期日指定定期預金の一部を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- （4）次の各号の一にでも該当し、この定期預金を継続することが不適切である場合には、当金庫は定期預金契約者に通知することによりこの定期預金を解約することができます。

るものとします。

① 定期預金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② 定期預金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合。

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他本号AからEに準ずる者

③ 定期預金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他本号AからDに準ずる行為

(5) 前項によりこの定期預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この証書とともに）当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 5.（届出事項の変更、証書または通帳の再発行等）

(1) 証書または通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 証書、通帳または印章を失った場合の定期預金の元利金の支払い、または証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

(3) この証書または通帳を再発行（汚損等による再発行を含む。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

#### 6.（印鑑照合等）

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 7.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### **8. (譲渡、質入れの禁止)**

- (1) 定期預金等その他これらの取引にかかるいっさいの権利および証書、通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### **9. (通知等)**

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### **10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)**

- (1) 定期預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、定期預金は満期日が未到来であっても当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも相殺することができます。
- (2) 前項により相殺する場合には次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書式は、受取欄に届出の印章により記名押印して、また、通帳式は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫

は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### **11. (規定の変更)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。